

令和4年11月18日

財 務 省

**「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十六第一項の規定に基づく
特定投資指針の改正に対する意見募集」の結果について**

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十六第一項の規定に基づく特定投資指針の改正に対する意見募集について、令和4年10月7日から令和4年11月7日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、1の個人から計1件のご意見が寄せられました。なお、本改正（「七 その他」(6)）の意見募集とは直接関係のないご意見ではございますが、今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも財務省行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- 財務省大臣官房政策金融課企画担当
電話：03-3581-4327（内線 6330）